

諮問庁：人事院総裁

諮問日：平成29年3月17日（平成29年（行個）諮問第50号）

答申日：平成29年6月8日（平成29年度（行個）答申第40号）

事件名：本人に係る災害補償審査申立事案に関する災害補償審査委員会資料等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書14に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月2日付け公平-241により人事院事務総局公平審査局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取り消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

（1）審査請求書及び補正書によると、審査請求の理由はおおむね以下のとおりである。

原処分、開示する保有個人情報（部分開示）に対し、特定人事院指令番号 災害補償審査申立事案に関する判定（特定日付）（以下「本件判定」という。）の理由1及び2の根拠となった資料（判定文に記載のある関係者の供述を含む。）の開示を通知されましたが、通知内容に疑義、不服です。今回の開示請求は、人事院総裁が裁決された決定事項でありながら、開示決定（通知）に至るまで延長期間（公平212（平成28年6月29日））を含め長期の期間を要しました。他省庁等の決定事項でなく、人事院が本件判定として決定判定された事項です。不開示部分を含め、開示した行為、内容に疑念、不信です。法12条の規定に基づく開示請求に対し、原処分により処分庁が行った本件対象保有個人情報の一部開示決定を取り消し、不開示部分の開示を求める。

不開示とした部分とその理由（開示決定通知書）別添から

ア 委員会資料（文書 1）

医系委員等意見は，医系委員等の名前及び専門分野を除き不開示とする，としているが，本件判定に関する根拠となった資料として医系委員等の名前等を除き開示を求め，審査請求を提起します。

イ 災害補償審査申立事案照会回答（文書 2）

不開示とされた部分について，関係者の氏名，所属及び役職以外が含まれていないか疑問があるため，全て開示を求めます。

ウ 特定機関特定職員の災害補償審査申立事案について（文書 3）

関係者の氏名，所属及び役職以外が含まれていないか，疑問があるため，不開示とされた部分について，全て開示を求めます。

エ 勤務時間について（文書 4）

不開示とされた部分について，関係者の氏名及び役職以外が含まれていないか疑問があるため，全て開示を求めます。

オ 特定職員（特定機関）に対する事情聴取（文書 5）

関係者の所感は不開示とする，とありますが，本件判定根拠となった資料の開示として，氏名及び印影を除き，全て開示を求め，審査請求を提起します。

カ 電話聞き取り調書（文書 6）

関係者からの回答内容は，不開示とする，とありますが，本件判定根拠となった資料の開示として，氏名及び印影を除き，全て開示を求め，審査請求を提起します。

関係者の氏名及び電話番号，企業名に該当するとして不開示とされた部分について，関係者の氏名及び電話番号，企業名以外が含まれていないか疑問があるため，全て開示を求めます。

キ 人事院から求められた資料提出に対する回答（文書 7）

関係者からの回答内容は，不開示とする，とありますが，本件判定根拠となった資料の開示として，氏名及び印影を除き，全て開示を求め，審査請求を提起します。

関係者の氏名，所属，役職及び印影に該当するとして不開示とされた部分について，関係者の氏名，所属，役職及び印影以外が含まれていないか疑問があるため，全て開示を求めます。

ク 出張報告書（文書 8）

関係者からの回答内容は，不開示とする，とありますが，本件判定根拠となった資料の開示として，氏名及び印影を除き全て開示を求め，審査請求を提起します。

関係者の氏名，所属，印影及び意見聴取場所は，開示請求者が既知

の情報を除き、不開示とする、とありますが、本件判定根拠となった資料の開示として、氏名及び印影を除き全て開示を求め、審査請求を提起します。

特定機関を除く主張先、目的及び報告事項は、不開示とする、とありますが、本件判定根拠となった資料の開示として、氏名及び印影を除き、全て開示を求め、審査請求を提起します。

ケ 発症日前1か月間の勤務状況調査票（文書9）

不開示とされた部分について、企業名以外が含まれていないか疑問があるため、全て開示を求めます。

コ 担務指定変更等（文書10）

不開示とされた部分について、関係者の氏名及び印影以外が含まれていないか疑問があるため、全て開示を求めます。

サ 特定機関（総務）勤務指定表（文書11）

不開示とされた部分について、関係者の氏名及び印影以外が含まれていないか疑問があるため、全て開示を求めます。

シ 診断書、診療録、意見書（文書12）

不開示とされた主治医からの回答内容について、氏名及び印影を除き、全て開示を求めます。

医師の印影、医師の署名、主治医を除く関係者の氏名、医療機関の印影に該当するとして不開示とされた部分について、医師の印影、医師の署名、主治医を除く関係者の氏名、医療機関の印影以外が含まれていないか疑問があるため、全て開示を求めます。

ス 公務災害の認定について（回答）（文書13）

不開示とされた部分について、関係者の印影以外が含まれていないか疑問があるため、全て開示を求めます。

セ 「災害認定通知書」交付状況記録票（文書14）

不開示とされた部分について、関係者の役職の開示を求めます。

平成28年5月8日付けで開示請求した保有個人情報、本件対象保有個人情報です。不開示とされた部分について、疑問があるため、上述のとおり、開示を求めます。

(2) 意見書

審査請求人から、平成29年4月18日付けで意見書及び資料が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、別添1(略)のとおり、平成28年5月8日付けで、処分庁に対し、法13条1項の規定に基づき保有個人情報の開示を請求した。

(2) これに対し、処分庁は、法19条2項の規定に基づき、別添2(略)のとおり、開示決定等の期限の延長をし、平成28年6月29日付けで審査請求人に通知した。

その後処分庁は、別添3(略)のとおり、部分開示決定(原処分)を行い、同年8月2日付けで審査請求人に通知した。

(3) 本件は、この原処分について、別添4(略)のとおり、平成28年10月29日付けで審査請求人から諮問庁に対して審査請求がなされたものである。

## 2 原処分の理由と審査請求人の主張について

### (1) 原処分の理由

対象となる文書のうち、別添3(開示決定通知書)(略)の「2 不開示とした部分とその理由」(別紙1)に記載された文書については、法14条2号、3号イ、6号又は7号柱書きに該当する部分を不開示とし、その他の文書については全部を開示した。

### (2) 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、部分開示と決定された原処分の通知内容に不服があり、部分開示決定を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。その要旨は、別紙2に整理したとおりである。

## 3 諮問庁による文書ごとの検討

原処分において不開示とした部分について、文書ごとに以下検討する。

### (1) 文書1について

文書1の不開示部分は、人事院の災害補償審査委員会の医系委員等の同委員会における本件災害補償審査申立てに係る意見等を記載したものである。

これらの情報を開示するとした場合、同委員会における意思決定は既に終了しているものの、医系委員等が、棄却の結果を導いたとして、不満感情に起因する「ひぼう・中傷」等の圧力を受けることが懸念され、また、今後、同様の事案において、医系委員等が心理的に萎縮し、自己の知見に基づいた率直な意見の表明をちゅうちょすることにより、災害補償審査申立てに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条6号及び7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 文書2から文書4まで、文書6②、文書7②、文書9から文書11まで、文書12②及び文書13について

補正書（審査請求書）中「3 審査請求の理由」（上記第2の2（1）イ）からは、審査請求人は、これらの文書については、関係者の氏名等を不開示とすることは了解しつつ、不開示部分に、関係者の氏名等不開示と明示した情報以外の情報があるのではないかとの疑問を持ち、不開示部分の開示を求めていると認められるところ、いずれの文書においても、不開示情報として明示している情報以外は全て開示しているため、原処分を維持することが妥当である。

なお、これらの文書中関係者の氏名等原処分で不開示とした情報は、いずれも、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できるもので法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでに該当しないもの、又は、特定の企業等の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもので同条3号イに該当するものである。

(3) 文書5、文書7①、文書8①及び文書12①について

文書5の不開示部分は、実施機関が行った審査請求人に対する事情聴取の後の担当者の所感を記している部分である。また、文書7①、文書8①及び文書12①の不開示部分は、実施機関が審査請求人の公務災害の認定の判断を行うにあたり、審査請求人以外の特定期間から聴取した回答内容・意見等である。

これらの情報を開示するとした場合、所感を記載し、又は聴取を受けた者が心理的に大きな影響を受け、今後、同様の事案において、把握・認識している事実関係について申述し、率直な所感を述べることをちゅうちょし、審査請求人、実施機関側いずれか一方に不利になる申述等を意図的に忌避するといった事態が発生し、客観的申述等を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、公務災害の認定に係る事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 文書6①について

文書6①の不開示部分は、特定事業場から聴取した回答内容であり、審査請求人の個人情報は一切含まれておらず、開示することによって、特定の企業等の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する可能性があることから、法14条3号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(5) 文書 8 ②について

文書 8 ②の不開示部分は、関係者の氏名、所属、役職、印影及び意見聴取場所のうち審査請求人が既知の情報を除くものであり、審査請求人は、このうち、所属、役職と意見聴取場所の開示を求めていると認められるところ、これらは、審査請求人以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものである。したがって、これらの情報は法 14 条 2 号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(6) 文書 8 ③について

文書 8 ③の不開示部分は、審査請求人に係る災害補償事案に係るもの以外の出張先、目的及び報告事項であり、これらは、審査請求人の個人情報は一切含んでおらず、審査請求人以外の特定の個人を識別できるもの、又は、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるので、法 14 条 2 号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(7) 文書 14 について

文書 14 の不開示部分は、関係者の役職及び氏名であり、このうち、審査請求人は関係者の役職の開示を求めていると認められるところ、当該情報は、他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであり、法 14 条 2 号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

上記 3 の検討に基づき、原処分において不開示とした部分のうち、本件において、審査請求人が開示を求めている部分は、法 14 条 2 号、3 号イ、6 号又は 7 号柱書きに該当すること、及び不開示情報として明示している情報以外は、全て開示していることから、原処分は妥当であると考えらる。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| ① 平成 29 年 3 月 17 日 | 諮問の受理             |
| ② 同日               | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ 同月 29 日          | 審議                |
| ④ 同年 4 月 18 日      | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ 同月 24 日          | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |

- ⑥ 同年 5 月 2 9 日 審議
- ⑦ 同年 6 月 6 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

(1) 本件開示請求に係る保有個人情報は、特定の災害補償審査申立事案に関する判定（本件判定）の理由 1 及び 2 の根拠となった資料（判定文に記載のある関係者の供述を含む。）に記載された保有個人情報であり、処分庁は、別紙 1 に掲げる文書に記載された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、その一部を法 1 4 条 2 号，3 号イ，6 号及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とし、その余の文書に記載された保有個人情報については、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙 2 に掲げる部分のうち、文書 1，文書 5，文書 6 ①，文書 7 ①，文書 8，文書 1 2 ①及び文書 1 4 に係る保有個人情報の各不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると解されるが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件の災害補償審査申立て（以下「本件申立て」という。）は、国家公務員災害補償法に基づくものであるところ、本件申立てがされた時点では、申立人（審査請求人）の所属機関が民営化されたことにより、申立人を含め、当該機関の職員は一般職の国家公務員ではなくなったが、本件申立てに係る災害が発生した時点では、申立人は一般職の国家公務員であったため、本件の災害は、災害補償審査の対象となっているとのことであった。

### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 文書 1 について

##### ア 諮問庁の説明の要旨

標記の文書に係る本件不開示部分は、人事院の災害補償審査委員会の医系委員等の同委員会における本件申立てに係る意見等を記載したものであり、これらを開示すると、同委員会における意思決定は既に終了しているものの、医系委員等が、棄却の結果を導いたとして、不満感情に起因する「ひぼう・中傷」等の圧力を受けることが懸念され、また、今後、同様の事案において、医系委員等が心理的に萎縮し、自己の知見に基づいた率直な意見の表明をちゅうちょすることにより、災害補償審査申立てに係る事務の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがあることから、法 14 条 6 号及び 7 号柱書きに該当する。

#### イ 検討

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、文書 1 は本件申立てに係る人事院の災害補償審査委員会の資料であり、標記の文書に係る本件不開示部分は、文書 1 の「8 医系委員等意見」の記載のうち、各委員の意見の内容部分であると認められる。また、本件申立ては本件判定文によると棄却されているものと認められる。そうすると、当該不開示部分を開示すると、医系委員等が申立人等からの不満感情に起因する「ひぼう・中傷」等の圧力を受けることが懸念され、今後、同様の事案において、心理的に萎縮し、自己の知見に基づいた率直な意見の表明をちゅうちょするおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯でき、国の機関の内部における審議、検討又は協議において、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、当該不開示部分は、法 14 条 6 号に該当し、同条 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (2) 文書 5、文書 7 ①、文書 8 ①及び文書 12 ①について

##### ア 諮問庁の説明の要旨

文書 5 に係る本件不開示部分は、実施機関が行った審査請求人に対する事情聴取の後の担当者の所感を記している部分であり、文書 7 ①、文書 8 ①及び文書 12 ①に係る本件不開示部分は、実施機関が審査請求人の公務災害の認定の判断を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した回答内容・意見等であり、これらを開示すると、所感を記載し、又は聴取を受けた者が心理的に大きな影響を受け、今後、同様の事案において、把握・認識している事実関係について申述し、率直な所感を述べることをちゅうちょし、審査請求人、実施機関側いずれか一方に不利になる申述等を意図的に忌避するといった事態が発生し、客観的申述等を得ることが困難になるおそれがあり、公務災害の認定に係る事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 14 条 7 号柱書きの不開示情報に該当する。

#### イ 検討

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、標記の各文書に係る本件不開示部分は、文書 5 の「〇〇主任の所感」の記載内容部分、文書 7 の人事院から求められた資料提出に対する実施機関



からの回答内容部分, 文書 8 の 2 枚目ないし 4 枚目の関係者からの聴取内容及び口頭での意見等の記載内容部分並びに文書 1 2 の主治医からの回答内容部分であり, いずれも本件の公務災害認定に係る関係者等からの回答内容・意見等が記載された部分であると認められる。そうすると, これらを開示すると, 当該関係者等が心理的に大きな影響を受け, 今後, 同様の事案において, 率直な所感等を述べることをちゅうちょし, 審査請求人, 実施機関側いずれか一方に不利になる申述等を意図的に忌避するといった事態が発生し, 客観的申述等を得ることが困難になるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯でき, 国の機関が行う公務災害の認定に係る事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることと認められることから, 当該不開示部分は, 法 1 4 条 7 号柱書きに該当し, 不開示としたことは妥当である。

### (3) 文書 6 ①について

#### ア 諮問庁の説明の要旨

標記の文書に係る本件不開示部分は, 特定事業場から聴取した回答内容であり, 審査請求人の個人情報は一切含まれておらず, 開示することによって, 特定の企業等の法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害する可能性があることから, 法 1 4 条 3 号イの不開示情報に該当する。

#### イ 検討

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ, 標記の文書に係る本件不開示部分は, 同文書の本文中の関係者からの回答内容部分であると認められる。

当該不開示部分には, 特定機関と特定の法人との契約に関する情報が記載されていると認められ, このような情報は, 必ずしも明らかにされていない当該法人の営業上の内部情報と考えられる。そうすると, これを開示すると, 当該法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害する可能性があるとする諮問庁は首肯でき, 当該不開示部分は, 法 1 4 条 3 号イの不開示情報に該当し, 不開示としたことは妥当である。

### (4) 文書 8 ③について

#### ア 諮問庁の説明の要旨

標記の文書に係る本件不開示部分は, 審査請求人に係る災害補償事案に係るもの以外の出張先, 目的及び報告事項であり, これらは, 審査請求人の個人情報は一切含んでおらず, 審査請求人以外の特定の個人を識別できるもの, 又は, 審査請求人以外の個人の権利利益

を害するおそれがあるものであるので、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

#### イ 検討

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、標記の文書に係る本件不開示部分は、文書8の1枚目の本文中の特定機関等一部の機関を除く各出張先（審査請求人以外の災害補償事案に係るもの）並びに「1 目的及び出張先」及び「2 報告事項」中の特定機関分（各（3）部分）を除く、各出張先、目的及び報告事項の記載部分であると認められる。なお、上記出張は、いずれも審査請求人の所属機関が民営化された後に行われたものと認められる。

当該不開示部分は、その記載内容から、審査請求人以外の者に係る災害補償に関する具体的な情報であると認められ、このような情報は、通常、他人に知られたくない機微な情報であると認められるところ、当該不開示部分には、特定の個人の氏名等、特定の個人を直接識別することができる情報の記載は認められないものの、当該不開示部分の記載から、関係者において、当該個人を識別することができる可能性を否定することはできない。そうすると、当該不開示部分を開示することにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯でき、当該不開示部分は、法14条2号本文後段の規定に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も存しないことから、不開示としたことは妥当である。

#### (5) 文書8②について

##### ア 諮問庁の説明の要旨

標記の文書に係る本件不開示部分は、関係者の氏名、所属、役職、印影及び意見聴取場所のうち審査請求人が既知の情報を除くものであり、審査請求人は、このうち、所属、役職と意見聴取場所の開示を求めていると認められるところ、これらは、審査請求人以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

#### イ 検討

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、標記の文書に係る本件不開示部分は、文書8の不開示部分のうち、上記（2）及び（4）に係る部分を除く、1枚目の決裁欄の印影、当該出

出張報告書（文書 8）の作成者の所属、氏名及び印影、本文中の出張先の一部、「1 目的及び出張先」及び「2 報告事項」中の各（3）の特定機関を除く出張先、2 枚目の職員の氏名並びに 3 枚目の面接場所、面接者の役職及び姓、被面接者の所属、役職及び氏名であると認められる。

文書 8 は、審査請求人の災害補償事案に関して実施機関が民営化の後に行った調査結果に関する実施機関内部の報告書であると認められるところ、当該不開示部分の関係者の氏名等について、審査請求人が知り得ていると認めるべき事情は存せず、また、出張先等の意見聴取場所についても、審査請求人にとって、当該聴取場所に所在する関係者という情報から推測することにより、当該関係者を識別し得る可能性を否定することはできない。そうすると、当該不開示部分は、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。また、当該不開示部分は、審査請求人の知り得る情報とはいえないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地はなく、法 14 条 2 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 文書 14 について

ア 諮問庁の説明の要旨

標記の文書に係る不開示部分は、関係者の役職及び氏名であり、このうち、審査請求人は関係者の役職の開示を求めていると認められるところ、当該情報は、他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであり、法 14 条 2 号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

イ 検討

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、標記の文書に係る本件不開示部分は、「災害認定通知書」交付状況記録票（文書 14）の記入者の役職であると認められるところ、当該文書は、本件の災害に関し、審査請求人の所属事業所の長が審査請求人に対し、災害認定通知書を交付した際の状況が記録されている文書であり、その交付は、審査請求人の所属機関が民営化された後に行われたものと認められる。

そうすると、当該不開示部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別できるものに該当し、また、当該文書の記入者を審査請求人が知り得ていると認めるべき事情も存しないことから、当該不開示部分は、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法15条2項による部分開示の余地はなく、同号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、別紙2のうち本件不開示部分を除く各不開示部分（原処分において、①文書2ないし文書4の関係者の氏名、所属（文書4を除く。）及び役職、②文書6の関係者の氏名、電話番号及び企業名、③文書7の関係者の氏名、所属、役職及び印影、④文書9の企業名、⑤文書10及び文書11の関係者の氏名及び印影、⑥文書12の医師の印影及び署名、主治医を除く関係者の氏名並びに医療機関の印影並びに⑦文書13の関係者の印影について不開示としたとされている部分）について、開示決定通知書において不開示情報として明示された情報以外の情報が含まれていないか疑問がある旨主張していると解される。当該主張は開示実施の当否を問題とするものと解されるところではあるが、当審査会において本件対象保有個人情報を見分した結果、当該各不開示部分には、それぞれ開示決定通知書に示されている情報のみが記載され、それ以外の情報が記載されているとは認められない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ、6号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条2号、3号イ、6号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙 1 (不開示とした部分とその理由)

文書番号	文書名	不開示とした部分とその理由
文書 1	委員会資料	「医系委員等意見」は、法 1 4 条 6 号及び 7 号柱書きに該当することから、医系委員等の名前及び専門分野を除き、不開示とする。
文書 2	災害補償審査申立事案照会回答	関係者の氏名、所属及び役職は、法 1 4 条 2 号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とする。
文書 3	特定機関特定職員の災害補償審査申立事案について	関係者の氏名、所属及び役職は、法 1 4 条 2 号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とする。
文書 4	勤務時間について	関係者の役職及び氏名は、法 1 4 条 2 号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とする。
文書 5	特定職員(特定機関)に対する事情聴取	関係者の所感は、法 1 4 条 2 号及び 7 号柱書きに該当することから、不開示とする。
文書 6	電話聞き取り調書	関係者の氏名及び電話番号は、法 1 4 条 2 号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とする。 関係者からの回答内容は、法 1 4 条 2 号及び 7 号柱書きに該当することから、不開示とする。 企業名は、法 1 4 条 3 号イに該当し、かつ、同号ただし書に該当しないことから、不開示とする。
文書 7	人事院から求められた資料提出に対する回答	関係者の氏名、所属、役職及び印影は、法 1 4 条 2 号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とする。 関係者からの回答内容は、法 1 4 条

		2号及び7号柱書きに該当することから、不開示とする。
文書8	出張報告書	<p>関係者の氏名、所属、役職、印影及び意見聴取場所は、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、開示請求者が既知の情報を除き、不開示とする。</p> <p>特定機関を除く出張先、目的及び報告事項は、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とする。</p> <p>関係者からの回答内容は、法14条2号及び7号柱書きに該当することから、不開示とする。</p>
文書9	発症日前1か月間の勤務状況調査票	企業名は、法14条3号イに該当し、かつ、同号ただし書に該当しないことから、不開示とする。
文書10	担務指定変更簿	関係者の氏名及び印影は、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とする。
文書11	特定機関（総務）勤務指定表	関係者の氏名及び印影は、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とする。
文書12	診断書、診療録、意見書	<p>医師の印影、医師の署名、主治医を除く関係者の氏名は、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とする。</p> <p>主治医からの回答内容は、法14条2号及び7号柱書きに該当することから、不開示とする。</p> <p>医療機関の印影は、法14条3号イ</p>

		に該当し、かつ、同号ただし書に該当しないことから、不開示とする。
文書 1 3	公務災害の認定について (回答)	関係者の印影は、法 1 4 条 2 号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とする。
文書 1 4	「災害認定通知書」交付 状況記録票	関係者の役職、氏名及び印影は、法 1 4 条 2 号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とする。

別紙 2 (審査請求の理由)

文書番号	「審査請求の理由」の要旨
文書 1	医系委員等意見のうち、開示された医系委員等の名前等を除く不開示部分の全て
文書 2	不開示とされた部分に、関係者の氏名、所属及び役職以外が含まれていないか疑問があるため、不開示部分の全て
文書 3	不開示とされた部分に、関係者の氏名、所属及び役職以外が含まれていないか疑問があるため、不開示部分の全て
文書 4	不開示とされた部分に、関係者の氏名及び役職以外が含まれていないか疑問があるため、不開示部分の全て
文書 5	不開示とされた関係者の所感について、氏名及び印影を除く全て
文書 6	①関係者からの回答内容について、氏名及び印影を除く全て
	②不開示とされた部分に関係者の氏名、電話番号及び企業名以外が含まれていないか疑問があるため、不開示部分の全て
文書 7	①関係者からの回答内容について、氏名及び印影を除く全て
	②不開示とされた部分に関係者の氏名、所属、役職及び印影以外が含まれていないか疑問があるため、不開示部分の全て
文書 8	①関係者からの回答内容について、氏名及び印影を除く全て
	②関係者の氏名、所属、印影及び意見聴取場所について、氏名及び印影を除く全て
	③特定機関を除く出張先、目的及び報告事項について、氏名及び印影を除く全て
文書 9	不開示とされた部分に、企業名以外が含まれていないか疑問があるため、不開示部分の全て
文書 10	不開示とされた部分に、関係者の氏名及び印影以外が含まれていないか疑問があるため、不開示部分の全て
文書 11	不開示とされた部分に、関係者の氏名及び印影以外が含まれていないか疑問があるため、不開示部分の全て
文書 12	①不開示とされた主治医からの回答内容について、氏名及び印影を除く全て
	②不開示とされた部分に、医師の印影及び署名、主治医を除く関係者の氏名並びに医療機関の印影以外が含まれていないか疑問があるため、不開示部分の全て
文書 13	不開示とされた部分に、関係者の印影以外が含まれていないか疑問があるため、不開示部分の全て
文書 14	不開示とされた部分の関係者の役職